

## 駐車監視員資格者証交付申請のご案内

- 1 受付日時  
通年（土日、祝祭日及び年末年始を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 受付場所  
茨城県警察本部交通指導課駐車対策係（郵送及び警察署では受付できません。）
- 3 申請に必要なもの
  - (1) 駐車監視員資格者証交付申請書
  - (2) 添付書類
    - ア 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書
    - イ 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に規定する戸籍の表示（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。）
    - ウ 医師の診断書
    - エ 誓約書（欠格事由に該当しないことを誓約する書面）
    - オ 写真2枚（1枚は申請書に貼付。申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm×横2.4cm）
    - カ 交付申請手数料9,900円（茨城県収入証紙により納入）
- 4 申請要件  
駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了した方（修了考査に合格した方）又は、放置車両の確認等に関し駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定された方（認定考査に合格された方）。
- 5 欠格事由  
次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできません。
  - (1) 18歳未満の者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - (4) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続き等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
  - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者
- 6 申請書の入手先及び提出先等
  - (1) 入手先  
茨城県警察本部交通指導課、各警察署の交通課において受領するか、又はこのホームページからダウンロードできますが、印刷する場合はA4サイズでお願いします。
  - (2) 提出先・問い合わせ先  
茨城県警察本部交通指導課駐車対策係  
茨城県水戸市笠原町978番6  
029-301-0110（内線5136～8）